

改正概要説明書	
国名： シンガポール	法令名： 意匠法
改正情報： 2017 年 10 月 30 日版	
<p>改正概要：</p> <p>1. 定義規定の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「物品」の製法につき、工業的・手作業その他限定がない旨、芸術作品について「対応する意匠」の適用対象に非物理的製品を追加した(第 2 条)。 ・「意匠」の定義につき、色彩を構成要素として追加した。また、旧規定では保護対象とされる物品の製造方法を工業上の方法に限定していたが、この限定を廃止して保護の範囲を広げた。さらに、保護対象に該当しない場合を具体的に規定して明確化した。「方式的要件」、「物品及び非物理的製品の組物」の定義を新設し、GUI 等を「非物理的製品」として保護するため、定義と関連規定を追加して整備した(第 2 条)。 <p>2. 意匠の所有者の定義の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託を受けて他人のために有償で創作された意匠は委託者を所有者とする旨の旧規定(旧第 4 条(2))を廃止した。 <p>3. 新規性喪失の経過規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠の新規性喪失の例外規定の適用対象につき、改正前の開示等にものみ適用する旨の規定(第 8 条(2A))に加え、改正後の開示等に適用される規定を設けた。改正法では、創作者の公知行為も適用対象に追加し、猶予期間も 6 月から 12 月に延長した(第 8A 条)。併せて改正法が適用される非物理的製品についての特例規定を設けた(第 8B 条)。 <p>4. 著作権者等による意匠の出願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・芸術作品について意匠の保護の除外規定を具体化し、非物理的製品との関係も明記した(第 9 条(2))。 <p>5. 出願の方式要件と出願日の認定、多意匠一出願</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意匠登録出願の方式要件を条文上明記し、出願日の認定要件を規定し、また、同一分類であれば複数の意匠を一出願に含めることができる旨及びその取扱いの規定を新たに設けた(第 11 条(2)-(5))。 <p>6. 補正の制限</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多意匠一出願及び非物理的製品についての意匠登録出願において、補正ができない場合を追加した(第 15 条(2A))。 <p>7. 出願日が繰り上がる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後の出願が先の出願の出願日にされたときみなされる場合の条件についての規定を新設 	

した(第 16A 条)。

8. 公告の延期

・出願人は、出願が公告される期限を延期することができる旨の規定を新たに設けた(第 18A 条)。

9. 意匠登録の回復

・抹消された意匠登録を所定の条件で回復するために規則を定めることができる旨の規定を新設した(第 21 条(6))。

10. 意匠登録の効力

・意匠登録により付与される排他的権利について、特に非物理的製品を投影するための物品についても保護の対象とする旨の規定を新設した(第 30 条(1)(7))。

・非物理的製品及びこれを投影する物品についても先使用权の対象とする旨の規定を追加した(第 31 条(4))。

・意匠権も財産権として担保権の対象となりうる旨を明記した(第 32 条(8A))。

・共有に係る意匠権の場合、他の共有者の同意なく自己の持分に担保権を設定できない旨の規定を追加した(第 33 条(3))。

11. 登録簿記録事項の修正

・登録簿に記録可能な事項の修正・変更・削除について規則で定める旨の規定を設けた(第 40 条(5))。

12. 侵害訴訟手続

・侵害訴訟において、裁判所は侵害品そのものについても引渡を命令することができる旨の規定を設けた(第 40 条(1)(c))。

・侵害物品の廃棄において、非物理的製品の場合に投影物が対象となる場合の要件を規定した(第 40 条(5))。

13. 登録意匠の政府による使用

・登録意匠の政府による使用(強制実施権設定)の対象について、非物理的製品を含め、関係規定を整備した(第 45 条(3))。

14. 登記簿の閲覧等

・登録簿の閲覧等の手続について、手数料納付及び登録局押印についての文言を条文上削除した(第 55 条(1)(5))。

15. 虚偽表示

・虚偽表示の対象として非物理的製品を追加し、その成立要件及び罰則が科される条件を具体的に規定した(第66条)。

16. 書類の訂正等

・出願書類以外の書類についてその訂正等の要件についての規定を新設した(第72A条)。

17. 規則制定対象の追加

・規則制定の対象として、出願等の手続関係及び失効した出願や権利の回復関係を追加した(第74条(2)(aa)(o))。

18. 出願手続の規則制定

・出願手続の運用規則に、非物理的製品に関する事項を追加した(第75条(1)(c))。

改正内容：

・第2条

(1)において、「物品」、「意匠」、「物品の組物」の定義が明確化された。また、「方式要件」、「非物理的製品」の定義が追加された。

(2)(ba)及び(3)は新設項である。

・第4条

(2)が削除された。

・第8条

(2A)は新設項である。

・第8A条, 第8B条, 第16A条, 第18A条, 第72A条

新設条文である。

・第9条

(2)において、芸術作品に関する規定が明確化された。

・第11条

(2)-(5)は新設項である。

・第15条

(2A)は新設項である。

・第21条

(6)は新設項である。

・第30条

(1)及び(7)において、意匠権に関して明確化された。

・第31条

(4)において、非物理的製品に関する先使用权につき明確化された。

・第32条

(8A)は新設項である。

・第33条

(3)において、共有意匠権に関して明確化された。

・第34条

(5)は新設項である。

・第40条

(1)(c)及び(5)は新設項である。

・第45条

(3)において、政府による使用に関して明確化された。

・第55条

(1)において、手数料納付に関する記述が削除された。

(5)において、謄本の要件が緩和された。

・第66条

(2)(b)は新設項である。

(3)において、虚偽表示に関して明確化された。

・第74条

(2)において、(aa)及び(o)は新設項である。

・第75条

(1)において、大臣の権限に関して明確化された。